

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年葉山町条例第18号)の一部を次のように改正する。

(別紙)

平成31年2月12日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年葉山町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

学校教育法の改正により、大学制度の中に新たな高等教育機関である「専門職大学」が設けられたことを受け、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童健全育成事業所に置かなければならない放課後児童支援員の資格に「専門職大学の前期課程の修了者」が加えられたことから、同様の改正を行うこととした。

## 3 施行期日等

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年12月22日条例第18号</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5</p>	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年12月22日条例第18号</p> <p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5</p>